

平成22年6月18日に施行された貸金業法について、主な改正点を取り上げてみましょう。

**Q** どのような改正があったのですか？

総量規制と呼ばれる規制がメインです。

**Q** 総量規制とは、どのようなものですか？

**A** 総量規制とは、借りすぎ・貸しすぎを防ぐために設けられた新しい規制で、貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超える場合には、新規の貸し付けをしてはならないというものです。

**Q** 1社からの借入入れが年収の3分の1を超えてはならないというだけなのですか？ それとも、複数の貸金業者から借りている場合に、その合計が年収の3分の1を超えてはならないのですか？

**A** 複数の貸金業者から借りている場合には、全ての貸金業者から借りている金額の合計が年収の3分の1を超えてはならないとされています。

**Q** 年収の3分の1を超えるかどうかを判断するには、借り手の年収と、借り手の貸金業者からの借入残高のデータが必要ですよ。貸金業者は、そのようなデータをどうやって収集するのですか？

## コラム Q & A

## 貸金業法改正について

**A** 借り手の年収を知るために、一定の場合に「年収を証明する書類」の提出が要求されます。一定の場合とは、個人が、①ある貸金業者から50万円を超えて借りるとき、または、②他の貸金業者から借りている分を合わせて100万円を超えて借りるとき、のいずれかに当てはまる場合です。

**Q** では、専業主婦のように、自分自身には収入がなく、「年収を証明する書類」が提出できない場合には、どうなるのでしょうか？

**A** 専業主婦も、配偶者の同意を得て、借入入れをできる場合があります。その場合には、配偶者の同意書などが必要となります。

**Q** 住宅ローンや自動車ローンの借入入れを含めると、年収の3分の1を超えてしまう場合にも、新たな借入入れはできないのでしょうか？

**A** 住宅ローンや自動車ローンのうち、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等、貸金業法の適用のない金融機関からの借入入れについては、総量規制は適用されません。

**Q** 事業資金を貸金業者から借りています。この場合も、年収の3分の1を超えると新規の借入入れができないのでしょうか？

**A** まず、法人の場合には、総量規制の適用がありません。次に、個人事業の場合には、総量規制の適用はありますが、事業・収支・資金計画を提出し、返済能力があると認められる場合は、借入残高が年収の3分の1を超えていたとしても、新たな借入入れを行うことができます。